

官報號外 昭和二十二年三月二十九日

○第九十二回 帝國議會 貴族院議事速記録第二十六號

昭和二十二年三月二十八日(金曜日)午前十時九分開議

議事日程 第二十六號

昭和二十二年三月二十八日

午前十時開議

一 地方自治法案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(公爵徳川家正君) 報告を致されます

「小野寺書記官朗讀」

檢察廳法案
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律案

裁判所職員の定員に関する法律案

裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律案

檢察官の俸給等の應急的措置に関する法律案

定による告示の日から三十日以内に「ヲ加フ

第六十八條第一項中「被告として」

ノ下ニ「第五十九條第一項の規定による告示の日から三十日以内に「ヲ

加フ

第二百五十五條ヲ削ル

第二百五十六條ヲ第二百五十五條トス

第二百二十一條ヲ第百二十條トス

第二百二十二條第一項ヲ第百二十一條トス

第二百八十九條 普通地方公共團體の議會を開きます、議事日程、地方自治法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長松平男爵

第百二十一條ヲ第百二十條トス

第二百二十二條第一項ヲ第百二十一條トス

第二百八十九條 普通地方公共團體の議會を開きます、議事日程、地方自治法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長松平男爵

第二百二十一條ヲ第百二十條トス

第二百二十二條第一項ヲ第百二十一條トス

きは、上席の吏員又はその指定した吏員が、その職務を行ふ。

第二百四十九條中「第二百四十七條の臨時代表者又は」ヲ削ル

第二百五十一條ヲ削ル

第二百五十二條第一項ヲ第二百五十一條トス

者について選舉人が投票によりこれを選ぶする。

第二百七十七條中「第九十四條」及ヒ「第二百五十五條」ヲ削ル

第二百八十二條中「内務大臣の許可を受け」ヲ削ル

附則第七條第二項中「第二百二十二條第一項」ヲ「第二百二十一條」ニ改ム

附則第十九條ヲ削リ、第二十條ヲ第二百五十二條第一項シ、以下順次繰り上ク

第一項ヲ「第二百二十一條」ニ改ム

立又は訴願の提起は、処分又は決定があつた日から二十一日以内にこれをしなければならない。

決定書の交付を受けない者に關する

ことは、普通地方公共團體の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共團體の長において、これを議會に報告しなければならない。

異議の申立てに關する期間の計算については、訴願の提起に關する期間の計算による。

異議の申立ては、期限が経過した後においても容認すべき事由があると認めるときは、なお、これを受理することができる。

委員會は二十三日に正副委員長の互選の過竝に結果を御報告申上げます、本委員會は直ちに審議に移りました、丁度五日間掛つて居りますのであります。途中各關係官廳の連絡の爲に、一兩回委員會を申止したことになります、其の結果大體總ての方面の了解も得ました。然し御報告を申上げることに相成つたのであります、申送もなく、此の地方自治法と申しますのは、從來ございました所の地方制度の諸法律を纏めまして、新らしき構想の下に、更に行政廳は、職權によつて居りますが、從來どおり御證明がございましたので、殊更に申上げる必要はございません。されど

日本國民たる普通地方公共團體の住民は、この法律の定めるところにより、その屬する普通地方公共團體の議會の解散を請求する権利を有する。第六十六條第四項中「不服がある者」は、「ノ下ニ「その決定書若しくは裁決書の交付を受けた日又は前項の規定による收入役職務代理者を含む」とともに故障があると

も、特に若干此の際更に申上げた方が宜いと思ふことを申上げたいと思ひます、從來の地方制度の各法令とは違ひまして、今向は地方公共團體を二つに分けて居ります、普通地方公共團體と特別地方公共團體の此の二つに條文化された點であります、勿論内容的に從來からの關係を見ますると、殊更特別に異つたやうな感じが致しまするけれども、事實はどうでございませぬで、唯此の法案の第三編に規定されまする條項に該當する關係上、特別地方公共團體と云ふ制度を茲に作られて居ります、其の次に特に感じますることは、選舉に關する點が相當擴張され整備されたこと、更に又地方の各議會、之の權限が非常に擴大されたと云ふ點を我は認めなければならぬと思ひます、所謂自治制の本義に則りまして國の監督、指揮と云ふよりも、其の地方自治體の獨立性に依つて自己の發達、自己の進展に俟つ、此の趣旨が明かに此の法文に窺はれて居ります、之を特に申上げて置きたいと思ひます、而して此の法案は、衆議院に於きまして約五十分附近近くの修正が參つて居ります、委員會の初めに於きまして申上げた通り、先づ第一日に於きまして此の法律の御趣旨並に衆議院の修正の主なる箇所の御説明を承りました、更に進みまして各條文に對する所の説明を要求致しました、第一編から第三編並に附則迄、是等の政府に關する説明を求めました、それから質疑に移りました次第でござります、各委員共御熱心に検討されましたことを、非常に満足に思つて居ります、其の中に於きまして、質疑の主なものを若干申上げたいと思ひます、先づ第一に、普通地方公共團體を二つに

と特別地方公共團體との名稱を分けた標識並に實益は何處にあるかと云ふ問
であります、之に對しまして政府當局
は、都道府縣、市町村の全部に適用さ
れるものを普通地方公共團體とする、
特別市、特別區、財產區に特に適用さ
れる場合を、之を特別地方公共團體と
規定したものであると云ふ御答辯であ
ります、更に一委員は、東京都の區を
特別區とし市と同様にするのは行過
ぎではないかと云ふ御質疑であります
す、之に對する政府の答辯は、東京都
の區は從來法人區として存在して居つ
た、今改めて其の法人區になつた譯で
ない、さう云ふ關係から今回色々な
制度の改正に於きましても、之を行政
區に戻すと云ふことは不適當ではない
か、斯かる見地から東京都の區を特別
區として置いたのである、其の次は、
是は二三の方から御質問があつたのである
ありますが、國の委任事務と地方公共
團體の固有事務との區別の實益は何處
にあるかと云ふ點であります、此の答
であります、法律上の規定としまし
ては二つのものとして表現せざるを得
ない、どうしても斯う云ふ字句を使ふ
ことは已むを得ない、其の區別を個々
にするのはちょっと、例へば斯う云ふ
ものは委任事務だ、斯う云ふ事務は固
有事務だと、個々に行ふことはなかなか
困難な場合が多い、唯經費の財源負
擔減分、是等の點から見れば、明かに
此の二つに事務を分けて置く方が實益
がある、此の點から、所謂從來通り此
の二つの字句と云ふものが採用して來た
んだ、斯う云ふ御答辯であります、更
に法律と政令に依る事務委任の取扱上
の區別はどうか、條文を御覽下さいま
すと、場合に依りますと、「法律によ

る「又は「政令による」と云ふ字句が載せられて居ります、此の區別でございます、是は基本的には大體は法律で定められるものであらうと思ふが、政令は法律に基く所の施行命令等が豫想されるに過ぎない、是等が所謂政令の範圍に入るるものである、斯う云ふ御答辯であります、其の次には、個々の議員の解職請求制度は不當に濫用されて少數代表の趣旨に反する虞がないかどうかと云ふ點であります、又解職後一人の缺員、例へば個々の議員が辭めた、其の一人と云ふものに指定して、解職後一人の缺に對しては直ちに補缺も行はない、其の缺員の數が定数の六分の一を超えた場合に補缺選舉を行ふのである、それ等から考へても、必ずしも少數代表の趣旨に反する、斯う云ふことはないものと考へると云ふ答辯であります、それから次に、公認知事に依つて地方の警察と云ふものがどう云ふ排様になるか、言ひ換へますれば、自治警察と云ふ點はどうなるのかと云ふ御質問であります、之に對して政府の答辯は、成る程公認知事下に警察事務と云ふものが、地方自治に適する所謂自治警察の外に、或は國家警察と云ふものも現在は幾分残すと考へて居ります、然るにまた之に關する法規が出來て居りませぬ、それでありますから其の點に於きまして考へられますことは、公認知事の下にありましても、現下の社會情勢に鑑みまして、當分の間より國に於て一元的に指揮監督する、其の職員も官吏の身分にして置く、特に必要がある場合が起るならば、是は政令を以て規定し得る、それだから政令を以て規定すると、斯う云ふ御答辯であります、更に此の地

方自治と警察法と云ふものが、同時に並行的に制定されたならば非常に宜いのぢやないか、之に何等か物足りない感じがあると云ふ御質問であります。政府の御答辯は、其の通りであります、所謂一方には地方自治體が出来、一方には擎くわひ若しくは消防法が出来ます、さうしますると、關聯事項に付ても圓滿に出来る、斯う云ふものが兩方が並行的に行くことは望しいことであるが、色々な各法律關係に於きまして、今回は遺憾ながら並行的に出來ないと云ふことを御了察を願ふと云ふ御答辯でござります、それから次に公務員法は何時頃出来るか、其の答は、本法と矢張り是も並行的に行ひたかつたけれども、官吏法との關係上なかゝ色々の折衝もあるので、本議會提出には必ず出し合はないが、次の議會には必ず出したい、斯う云ふ御答辯であります、それから、尋に關係する御質問であります。したが、自書不能者の投票方法はどうするか、例へば病人である、重態である、又手が無い、足が無い、歩いて行けない、而も斯う云ふ人も選舉権を持つて居る、斯う云ふ自書不能者の投票方法はどうかと云ふ點であります。是は政令に依りまして、代理人が行ふことが出来る方法を考へて居る、斯う云ふ御答辯であります、次に國会法に準ずるやうに地方公會法と云ふものの制定に付て考があるかどうか、斯う云ふ點であります、地方議會に付て特別法等を設けることは考へられます、それがよりも出来るならば、此の地方公會法の中に出来るだけ其の國会法に準據した方が宜いと云ふ考から、此の地方自治法の議會の章の第二節以下に於き

たときは、その他の他の検察官が、司法大臣の定める順序により、臨時に検事総長、検事長又は検事正の職務を行う。

区検察廳の廳務を掌理する検察官に事故のあるときは、又はその検察官が欠けたときは、検事正の指定する他の検察官が、臨時にその職務を行う。

第十四条 司法大臣は、第四条及び第六条に規定する検察官の事務に關し、検察官を一般に指揮監督することができる。但し、個々の事件の取調又は処分については、検事総長のみを指揮することができる。

第十五条 檢事総長、次長検事及び各検事長は、一級とし、その任免は、天皇が、これを認証する。

検事は、二級とする。

一級の検察官は、内閣が、二級の検察官は、内閣総理大臣が、これを任免する。

第十六条 檢事長、検事及び副検事の職は、司法大臣が、これを補する。

副検事は、区検察廳の検察官の職のみにこれを補するものとする。

第十七条 司法大臣は、高等検察廳又は地方検察廳の検事の中から、

高等検察廳又は地方検察廳の支部に勤務すべき者を命ずる。

第十八条 二級の検察官の任命及び級級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

一 司法修習生の修習を終えた者

二 裁判官の職に在つた者

三 三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は助教授の職に在つた者

四 前條第一項第一号又は第三号の資格を得た後八年以上司法次官、少年審判官、最高裁判所事務長若しくは裁判所調査官又は二級以上の司法事務官、司法副検事は、前項の規定にかわらず、左の各号の一に該当する者で副官事務委員会の選考を終った者が、その中からもこれを任命することができる。

五 前條第一項第一号又は第三号の資格を有し一年以上一級官吏法研修所教官の職に在つた者の職に在つた者

六 前條第一項第一号又は第三号の資格を有し一年以上一級官吏の職に在つた者の職に在つた者

七 前條第一項の資格を有し一年以上の検察官の職務に必要な学識経験のある者で一級官吏選考委員会の選考を終えたもの

八 前項第一号及び第三号に規定する各職の在職年数は、これを通算する。

九 前條第三項の規定により検事に

十 副検事選考委員会に関する規程は、政令でこれを定める。

第十九条 一級の検察官の任命及び

二級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

一 八年以上二級の検事、判事、補、簡易裁判所判事又は弁護士の職に在つた者

二 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官又は判事の職に在つた者

三 前條第一項第一号又は第三号の資格を得た後八年以上司法次官、少年審判官、最高裁判所事務長若しくは裁判所調査官又は二級以上の司法事務官、司法副検事は、前項の規定にかわらず、左の各号の一に該当する者で副官事務委員会の選考を終った者が、その中からもこれを任命することができる。

四 前條第一項第一号又は第三号の資格を有し一年以上一級官吏法研修所教官の職に在つた者の職に在つた者

五 前條第一項の資格を有し一年以上の検察官の職務に必要な学識経験のある者で一級官吏選考委員会の議決を経てその官を免職することができる。

六 前項第一号及び第三号に規定する各職の在職年数は、これを通算する。

七 前條第三項の規定により検事に

八 副検事選考委員会に関する規程は、政令でこれを定める。

は、これを同條第一項第一号の資格を有する者とみなす。

第二十条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることがない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを検察官に任命することができない。

一 懲罰以上の刑に処せられた者

二 彈劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

三 第二十一條 檢察官の受ける俸給については、別に法律でこれを定めることとする。

四 第二十二條 檢事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は、年齢が六十三年に達した時に退官する。

五 第二十三條 檢察官が心身の故障その他他の事由に因りその職務を執る

六 第二十四條 檢事総長は、年齢が六十歳に達した時に退官する。

七 第二十六條 最高検察廳に検事総長の職に在つた者は、この限りでない。

八 第二十七條 檢事総長は、年齢が六十歳に達した時に退官する。

九 第二十八條 檢察事務官は、檢察事務官の職務に檢察事務官を置く。

十 第二十九條 檢察事務官は、二級又は三級と

十一 第三十條 檢察事務官は、檢察事務官の職務に檢察事務官を置く。

十二 第三十一條 檢察事務官は、二級又は三級と

十三 第三十二條 檢察事務官は、二級又は三級と

十四 第三十三條 檢察官適格審査委員会の議決を経てその官を免職する。

十五 第三十四條 檢察官適格審査委員会は、檢察官適格審査委員会の議決を経てその官を免職する。

十六 第三十五條 檢察官適格審査委員会は、檢察官適格審査委員会の議決を経てその官を免職する。

十七 第三十六條 檢察官適格審査委員会は、檢察官適格審査委員会の議決を経てその官を免職する。

十八 第三十七條 檢察官適格審査委員会は、檢察官適格審査委員会の議決を経てその官を免職する。

十九 第三十八條 檢察官適格審査委員会は、檢察官適格審査委員会の議決を経てその官を免職する。

二十 第三十九條 檢察官適格審査委員会は、檢察官適格審査委員会の議決を経てその官を免職する。

二十一 第四十條 檢察官適格審査委員会は、檢察官適格審査委員会の議決を経てその官を免職する。

二十四條 檢事長、検事又は副檢事が検察廳の廢止その他の事由に因り喪失となつたときは、司法大臣は、その檢事長、檢事又は副檢

事に俸給の半額を給して欠位を待つさせることができる。

二十五條 檢察官は、前三條の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることはできない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。

二十六條 最高検察廳に検事総長の職に在つた者は、この限りでない。

二十七條 檢事総長は、二級とす

二十八條 檢察事務官は、二級又は三級とす

二十九條 檢察事務官は、二級又は三級とす

三十條 檢察事務官は、二級又は三級とす

三十一條 檢察事務官は、二級又は三級とす

三十二條 檢察事務官は、二級又は三級とす

三十三條 檢察事務官は、二級又は三級とす

三十四條 檢察事務官は、二級又は三級とす

三十五條 檢察事務官は、二級又は三級とす

三十六條 檢察事務官は、二級又は三級とす

三十七條 檢察事務官は、二級又は三級とす

三十八條 檢察事務官は、二級又は三級とす

三十九條 檢察事務官は、二級又は三級とす

四十條 檢察事務官は、二級又は三級とす

四十一條 檢察事務官は、二級又は三級とす

四十二條 檢察事務官は、二級又は三級とす

四十三條 檢察事務官は、二級又は三級とす

四十四條 檢察事務官は、二級又は三級とす

四十五條 檢察事務官は、二級又は三級とす

四十六條 檢察事務官は、二級又は三級とす

四十七條 檢察事務官は、二級又は三級とす

四十八條 檢察事務官は、二級又は三級とす

機密技官は、二級又は三級とする。

検察技官は、検察官の指揮を受けて技術を掌る。

は、予算の範囲内において政令で

これを定める。

しくは検事長又は検事正にその^{職務}又はその廳及びその廳の対應する裁判所の管轄区域内に在る区検察廳の三級官吏の進退に関する権限

検事長又は検事正は、その廳の
検察事務官及び検察技官の中から
を委任することができる。

三十一條 檢察廳の職員は、他の
檢察廳の職員と各自の取り扱うべ
き事務について互に必要な補助を
する。

三十二條 檢察廳の事務章程は、司法大臣が、これを定める。

附
則

三十三條 この法律は、日本國憲

法施行の日から、これを施行す

三十四條 この法律施行前、從前の檢事総長又は大審院檢事のした

事件の受理その他の行爲は、これを檢事総長又は最高檢察廳の檢事若しくは区裁判所檢事のした事件の受理その他の行爲は、これをそれぞれ政令で定める論^二、兵、その他の行爲とみなす。

第三十五條 この法律施行前、從前^一の檢事総長又は大審院檢事にあててされた事件の送致その他の行爲は、これを檢事総長又は最高檢察廳の檢事長又は大審院檢事にあててされた事件の送致その他の行爲とみなす、從前の檢事長又は大審院檢事にあててされた事件の送致その他の行爲は、これを檢事若しくは区裁判所檢事のした事件の受理その他の行爲とみなす。

第三十七條 裁判所構成法による検事たる資格を有する者は、第十八條及び第十九條の規定の適用については、その資格を得た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。この法律施行の際現に弁護士たる資格を有する者で弁護士の在職年数がこの法律施行後において三年に達する者についてその三年に達した者も同様とする。

一年六箇月以上の実務修習を経て、
又考試を経た者は、前項の規定に
かかるらず、その考試を経た時に
司法修習生の修習を終えたものと

第三十八條 裁判所構成法による論
みなす。

事若しくは判事の在職又は同法に
する餘事による資格と有する者の加

上に検事が公職を有する者の司
法省各局長、司法省調査部長、司

所指導官、司法研究所事務官、司法
省參事官、領事官、朝鮮總督府檢

事、朝鮮總督府判事、台灣總督府法院檢察官、台灣總督府法院判官、開

東法院檢察官、關東法院判官、南

の檢事の在職とみなす。
職は、第十九條第一項第一号の規定の適用については、これを二級

第三十九條 第十八條第二項第一款
中二級官吏とあるのは、奏任文官を含む。
を、第十九條第一項第四号中「一」
官吏とあるのは、勅任文官を含む。
ものとする。

第四十條 この法律施行の際奏任の
檢事で現に控訴院檢事又は地方裁判所
檢事若しくは区裁判所檢事の職に在
職に在る者は、別に辭令を發せられ
れないときは、檢事に任せられ、
二級に敍せられ、且つ、それぞれ
政令で定める高等檢察廳又は地方
檢察廳の檢事に補せられたものと
する。

第四十一條 この法律施行の際現に
書記長若しくは裁判所書記の職に在
在つて檢事局に属する者又は檢察
補佐官の職に在る者は、別に辭令を
を発せられないときは、現に受け
る号俸を以て檢察事務官に任せられ
れ、奏任又は二級の者は、二級に
に、判任又は三級の者は、三級に
敍せられたものとする。

第四十二條 政令で特別の定をし
場合を除いて、他の法律中「檢事」
を「檢察官」に、「管轄裁判所ノ檢
事」を「管轄裁判所ニ對應スル檢察
廳ノ檢察官」に改める。

右の政府提出案は本院において可
した、因つて議院法第五十四條に
り送付する。

昭和二十二年三月二十七日

衆議院議長　山崎　猛

貴族院議長公爵徳川家正殿

ト級裁判所の設立及び管轄区域
に関する法律案

第一條 別表第一表の通り高等裁所を、別表第二表の通り地方裁判所をそれぞれ設立する。

第二條 別表第三表の通り各高等
法院所及び地方裁判所の管轄区域

第三條 簡易裁判所の設立及び管
区域は、当分の間、裁判所法第
一條第二項の規定にかかるらず、一
令でこれを定める。

附 則

第三条の規定による政令は、日
　　ら、これを施行する。

國憲法施行後最初に召集される國々の開会の後六十日を経過した時に、その効力を失う。

第一表

(第二表)		名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
地 区	裁 判 所				
東京地方裁判所	東京地方裁判所	東京都	横濱市	廣島高等裁判所	廣島市
大阪地方裁判所	大阪地方裁判所	大阪市	福岡高等裁判所	福岡市	大阪市
名古屋地方裁判所	名古屋地方裁判所	名古屋市	仙臺高等裁判所	仙臺市	名古屋市
札幌高等裁判所	札幌高等裁判所	札幌市	札幌高等裁判所	札幌市	札幌市
高松高等裁判所	高松高等裁判所	高松市	高松高等裁判所	高松市	高松市
岐阜地方裁判所	岐阜地方裁判所	岐阜市	岐阜地方裁判所	岐阜市	岐阜市
名古屋地方裁判所	名古屋地方裁判所	名古屋市	名古屋地方裁判所	名古屋市	名古屋市
津地方裁判所	津地方裁判所	津市	津地方裁判所	津市	津市
和歌山地方裁判所	和歌山地方裁判所	和歌山市	和歌山地方裁判所	和歌山市	和歌山市
奈良地方裁判所	奈良地方裁判所	奈良市	奈良地方裁判所	奈良市	奈良市
大津地方裁判所	大津地方裁判所	大津市	大津地方裁判所	大津市	大津市
京都地方裁判所	京都地方裁判所	京都市	京都地方裁判所	京都市	京都市
神戸地方裁判所	神戸地方裁判所	神戸市	神戸地方裁判所	神戸市	神戸市
新潟地方裁判所	新潟地方裁判所	新潟市	新潟地方裁判所	新潟市	新潟市
長野地方裁判所	長野地方裁判所	長野市	長野地方裁判所	長野市	長野市
甲府地方裁判所	甲府地方裁判所	甲府市	甲府地方裁判所	甲府市	甲府市
靜岡地方裁判所	靜岡地方裁判所	靜岡市	靜岡地方裁判所	靜岡市	靜岡市
新潟地方裁判所	新潟地方裁判所	新潟市	新潟地方裁判所	新潟市	新潟市
大阪地方裁判所	大阪地方裁判所	大阪市	大阪地方裁判所	大阪市	大阪市
京都地方裁判所	京都地方裁判所	京都市	京都地方裁判所	京都市	京都市
神戸地方裁判所	神戸地方裁判所	神戸市	神戸地方裁判所	神戸市	神戸市
奈良地方裁判所	奈良地方裁判所	奈良市	奈良地方裁判所	奈良市	奈良市
大津地方裁判所	大津地方裁判所	大津市	大津地方裁判所	大津市	大津市
和歌山地方裁判所	和歌山地方裁判所	和歌山市	和歌山地方裁判所	和歌山市	和歌山市
岐阜地方裁判所	岐阜地方裁判所	岐阜市	岐阜地方裁判所	岐阜市	岐阜市

(第一表)

名 称	所在 地
東京高等裁判所	東京都
大阪高等裁判所	大阪市
名古屋高等裁判所	名古屋市
廣島高等裁判所	廣島市
福岡高等裁判所	福岡市
仙臺高等裁判所	仙臺市
札幌高等裁判所	札幌市
高松高等裁判所	高松市
金澤地方裁判所	金澤市
富山地方裁判所	富山市
廣島地方裁判所	廣島市
山口地方裁判所	山口市
岡山地方裁判所	岡山市
鳥取地方裁判所	鳥取市
松江地方裁判所	松江市
福岡地方裁判所	福岡市
佐賀地方裁判所	佐賀市
長崎地方裁判所	長崎市
大分地方裁判所	大分市
熊本地方裁判所	熊本市
鹿兒島地方裁判所	鹿兒島市

(第三表)

宮崎地方裁判所	仙臺地方裁判所	福島地方法院	山形地方法院	盛岡地方法院	秋田地方法院	青森地方法院	札幌地方法院	函館地方法院	旭川地方法院	釧路地方法院	高松地方法院	德島地方法院	高知地方法院	松山地方法院
宮崎市	仙臺市	福島市	山形市	盛岡市	秋田市	青森市	札幌市	函館市	旭川市	釧路市	高松市	德島市	高知市	松山市
福島地方裁判所	山形地方裁判所	山形地方法院	山形地方法院	盛岡地方裁判所	秋田地方裁判所	青森地方裁判所	札幌地方裁判所	函館地方裁判所	旭川地方裁判所	釧路地方裁判所	高松地方裁判所	德島地方裁判所	高知地方裁判所	松山地方裁判所
福島市	山形市	山形市	山形市	盛岡市	秋田市	青森市	札幌市	函館市	旭川市	釧路市	高松市	德島市	高知市	松山市

札
山見

釧路	旭川	函館	
北海道の内	北海道の内	北海道の内	北海道の内
釧路市	函館市	函館市	函館市
網走市	龜田郡	松前郡	美唄町
川上郡	太櫻郡	茅部郡	三笠町
(國十勝)	爾志郡	瀬棚郡	奈井江村
河西郡	壽都郡	久遠郡	釧路町
申川郡	島牧郡	磯谷郡	歌志内町
(國十勝)		奥尻郡	勇拂郡の内
網走郡		檜山郡	苦小牧町
斜里郡		歌垂郡	鶴川村
北海道の内	上川郡(天鹽)	上磯郡	栗澤村
釧路市	增毛郡	雨龍郡	幌向村
網走市	宗谷郡	枝幸郡	美唄町
川上郡	天鹽郡	苦前郡	砂川町
(國十勝)	察知郡の内	禮文郡	江部乙村
河西郡	音江村		赤平町
申川郡	勇拂郡の内		
(國十勝)	富良野町		
網走郡	占冠村		
斜里郡	南富良野村		
	紋別町		
	雄武村		
	上富良野村		
	上蒲得村		
	山部村		
	東山村		
	中富良野村		
	渚渭村		
	西興部村		
	北見市		
	厚岸郡		
	白糠郡		
	河東郡		
	廣尾郡		
	西興部村		

裁判所職員の定員に関する法律案
右の政府提出案は本院において可決
した、因つて議院法第五十四條によ
り送付する

明治二十二年三月二十日
貴族院議長 山崎 猛
衆議院議長 公爵徳川家正殿

高等裁判所長官	八人
判事	專任八百十四人
判事補	專任二百五十人
簡易裁判所判事	專任六百四十五人
専任	六百四十五人

専任六百四十五人
第三條 司法研修所教官の員数は、
専任一人 左の通りとする。
専任五人 二級
任二十人とする。
第四條 裁判所事務官の員数は、専任
の通りとする。

常呂郡
野付郡
紋別郡の内
生田原村
遠軽町
丸瀬布村
根室郡
標津郡
花咲郡
目梨郡

(小字は、衆議院修正)
裁判官の報酬等の懸念的措置に關する法律案
第一條　当分の間、最高裁判所長官の受ける報酬の額は、内閣総理大臣の受ける俸給の額と同額として、最高裁判所判事の受ける報酬の額は、國務大臣の受ける俸給の額とする。

第二條 高等裁判所長官の受ける報酬の額は、当分の間各省次官の受けける俸給の額より高く、國務大臣の受ける俸給の額より低い額の範囲内で最高裁判所が定める額とす。但し、東京高等裁判所長官に補せられたる。者については、管分の間、他の高等裁判所長官の受ける報酬の額より高く、最高裁判所が定める額とする。

第三條 あらたに高等裁判所の判事に補せられた裁判官の受ける報酬の額は、当分の間、一般の一級の官吏の受ける俸給の額の範囲内とする。

この法律は、裁判所法施行の日から、これを施行する。
裁判官の報酬等の應急的措置に關する法律案

昭和二十二年三月二十七日

簡易裁判所判事の受ける報酬の額は、当分の間、一般の二級の官吏の受ける俸給の額の範囲内とす

る。

最高裁判所は前條の範囲内でそれぞれ報酬の等級を定めるものとする。

第五條 下級裁判所の各裁判官の受ける報酬は、最高裁判所がこれを定める。

第六條 裁判官が退官し、又は死亡したときは、当月分の全額の報酬を支給する。

第七條 裁判官以外の給與について

は、当分の間、一般の官吏の例による。

第八條 司法修習生の受けける給與の額は、当分の間、最高裁判所の定めるところによる。

前項の給與については、第五條及び第六條の規定を準用する。

司法修習生には、第一項の給與の外、当分の間、一般の官吏の例による給與を支給することができ

る。

第九條 裁判官の報酬及び司法修習生の給與等に関する細則は、最高裁判所がこれを定める。

附 則

この法律は、裁判所法施行の日から、これを施行する。

判官は、日本國憲法第六條第二項、第七十九條第一項又は第八十條第一項の規定により裁判官に任命される者を除いて、この法律施行の際現に受ける俸給の額に相当する報酬及び一般の官吏の例による俸給以外の給與を受けるものとする。

この法律は、昭和二十三年一月一日から、その効力を失う。

右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十二年三月二十七日
衆議院議長 山崎 猛

貴族院議長公爵徳川家正殿

第一條 檢事総長の受ける俸給の額は、當分の間、國務大臣の受ける俸給の額に次ぐものとし内閣でこれを定める。

第二條 檢事総長以外の検察官の受ける俸給の額は、當分の間、一般の官吏の受ける俸給の例による。

第三條 前二條に規定するものの外、検察官の受ける俸給及び俸給を定めることと致しましたのであります。

することを相當と思料致しました結果、裁判所法とは別に、検察機関の組織を定めることと致しましたのであります。

第三條 前二條に規定するものの外、検察官の受ける俸給及び俸給を定めることと致しましたのであります。

を有します多數の検察官を得ますことは、人的にも、又豫算的にも極めて困難であります。

第三條 前二條に規定するものの外、検察官の受ける俸給及び俸給を定めることと致しましたのであります。

も其の點十分考慮致して居りまするが、検察官の身分保護が義務に過ぎまして、若し心身の故障、其の他の事由に依りまして、検察官の職務に堪えない場合にも、尙且之を罷免することができないと云ふやうな如きことは、決して當を得たものではありませんので、左様な場合には、検察官適格審査委員會の議決を経まして、其の官を免ずることが出来ることと致したのであります、第五、検察官は、從來と同様司法大臣の指揮監督に服するものであります、第六、検察官は、處分に付きましては、司法大臣は檢事總長のみを指揮することが出来る事と致したのであります、第六、検察廳には検察官の外、檢察事務官と、檢察技官とを置くことと致しました、檢察事務官は從來の裁判所書記の職務を行ふの外、檢察官の指揮を受けて、捜査を行ふ職權を有するのであります、之に依りまして、檢事直屬の捜査機關を設けまして、所謂人權蹂躪事件の根絶を期する犯罪捜査に對しましては、科學的知識を一層活用する要があると信じて、其の技術を磨きしむる爲まとして、其の技術を磨きしむる爲

に、之を設くることと致したのであります、以上が本法律案に依りまして、検察制度が改革される主要な點であります。併して、檢察官の處分權限の外は、概ね從來の制度と變つて居ないのであります、次に下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律案、裁判所職員の定員に関する法律案の提案の理由を御説明申上げます、曩に御協賛を得ました裁判所法は、其の第二條に於きまして、下級裁判所の設立及び管轄区域は別に法律で之を定めることと致して居りますので、此の規定に基きまして、此の法案を提出した次第であります、此の法案に現れて居りまする高等裁判所及び地方裁判所の設置個所、管轄區域は大體從前の控訴院及び地方裁判所の設置個所及び管轄區域と同様であります、唯從前の控訴院所在地七箇所の外、高松市にも新たに高等裁判所を設置し、四國四地方裁判所管内を統一致しまして、其の管下に置いたことと、東京の民事、刑事兩地方裁判所を併合致しまして、一個の地方裁判所と直接社會の治安に關聯する重要な新し所に付きましては其の數も多く、尙且相違して居るのであります、簡易裁判所に付きましたこと、樺太、那霸の二つの地方裁判所が除かれて居ることが是と致しましたこと、樺太、那霸の二つの地方裁判所が除かれて居ることが是と直接社會の治安に關聯する重要な新し

い裁判所でありますから、是が設置個所及び管轄区域に付きましては、尙詳細に現地の事情を調査致しました上に之を決定する必要があると存じまするので、今回は此の法律の規定に基きまして、暫定的に政令で之を定めることと致しまして、新憲法施行後の最初の國會に此の點に關する改正法案を提出することと致した次第であります、次に裁判所職員の定員に関する法律案の提案の理由を説明致します、曩に上程致しました裁判所法では、下級裁判所の裁判官、司法研修所教官、裁判所調査官、裁判所事務官、裁判所技官の各員數は、別に法律で之を定めることを規定致して居るのであります、從ひまして是等の規定に基きまして、本法案を提出した次第であります、本法案は各條とも員數の規定でありますので、其の詳細は別の機會に御説明申上げたいと存じます、最後に裁判官の報酬等の應急的措置に關する法律案と、検察官の俸給等の應急的措置に關する法律案の提案理由を御説申上げます、過日本院を通過致しました裁判所法案は、其の第五十一條に於きまして、裁判官の受ける報酬に付ては別に之を法律で定めることとし、又第六十七條第二項は司法修習生には國家から一定

額の給與をすることと致して居りますので、此の規定に基きまして此の法案を提出した次第であります。國內の治安を確保し、國民の権益を保全する重大な使命を擔うて居りまするこの官に對しまして、其の地位を保つに足るだけの報酬を支給しなければならぬと云ふことは、是は申す迄もないとあります。併しながら經濟狀勢は尙不安定な状態にありまするし、又目下政府に於きましても、官吏全體の給與改善に付きまして鋭意研究中でありまするので、暫定的の措置と致しまして、最高裁判所長官の報酬の額は、内閣總理大臣の俸給の額と同額とし、最高裁判所判事の報酬は、國務大臣の俸給の額と同額とすると定めました外に、其の他の裁判官及び司法修習生の報酬又は給與に付きましては、それへ一一定の梓を定めまして、其の梓の範圍内で最高裁判所が之を定めることと致したのであります。尚本案に付きましたは、衆議院に於きまして、東京高等裁判所長官の受ける報酬の額は他の高等裁判所長官の受ける報酬の額より高く、最高裁判所で之を定める旨の修正があつたのであります。次に検察官の俸給等の應急的措置に関する法律案の提出理由を御説明申上げます。検察官の俸給等

に付きましては、只今上程になりますて、裁判官の報酬に準ずるものとして法律で之を定めることとなつて居るのであります。處が、現在直ちに法律を以て検査官の俸給の額を定めることは、疊ど裁判官の報酬に付て申しましたのと同様に、極めて困難な状態にありますので、一般官吏に付きまして新らしい俸給額が決定されるのを待ちまして、新憲法実施後の最初の國會に或めて検査官の俸給に關する法律案を提出することと致しまして、それ迄の應急的措置として、本法案を提出致しました次第であります、何卒御審議の上御協賛の程御願ひ申上げます。

新編增訂古今圖書集成

檢察廳法案外四件特別委員

公爵九條

道秀君

侯爵淺野

長武君

伯爵橋本

實斐君

子爵秋月

種英君

子爵清潤

長言君

子爵高木

正得君

村上

恭一君

渡部

信君

吉田

久君

磐山

精一君

副島

千八君

男爵内海

勝二君

男爵奥田

剛郎君

男爵村田

保定君

野村

嘉六君

我妻

榮君

山隈

康君

有馬忠三郎君

淺井

清君

○議長(公爵徳川家正君) 明日は午前十時より開會致します、議事日程は決定次第彙報を以て御通知に及びます、本日は是にて散會致します

午前十時五十八分散會

貴族院議事速記録第十五號正誤

頁 段 行 誤 正

二五 一二三〇 男爵 富鈞君 男爵倉富

二〇 一 四 第三讀會 第三讀會

官報
昭和二十二年三月二十九日 貴族院議事速記録第二十六號

定價 一部 七十錢

發行所 東京新宿區市ヶ谷本村町
印刷局 振替東京一九〇〇〇〇電話九段五三一。